

契約条項

- 発注者たるソーソーイ株式会社(以下甲という)と受注者たる貴社(以下乙という)は、表記記載の注文に関し以下の条項を契約する。但し、甲乙間に他に基本契約約款がある場合は、当該契約を優先して適用し、当該約款に規定なき事項については本契約条項を適用する。
- 仕様変更：甲は乙と協議の上、甲もしくは甲の顧客の都合に依り仕様を変更することができる。
 - 図面等の承認：乙は甲の承認なくして甲より提供された仕様書あるいは図面等(以下本件技術情報という)を変更してはならない。又、本件技術情報に疑義が生じた場合、乙は直ちに甲と協議する。
 - 再下請の承認：乙は本注文の主要部分を第三者に請負わせてはならない。再下請につき甲の承認を受けた場合といえども、乙は再下請を理由として本注文の責任を免れない。
 - 点検・検査・試運転：甲は甲もしくは甲の指定する者を乙の工事等に派遣し、又、乙に製作状況の報告を求める事ができる。
 - 乙は、本注文記載の検査方式に関し、甲の定める基準に従い甲もしくは甲の定める第三者の検査を受ける。
 - 検査の結果不合格の場合、乙はこの負担で直に不合格品を引き取り、甲の指定日まで代品を納入するかまたは不合格品を補修する。
 - 支給材料及び貸与品：甲は乙と協議の上、乙に対し有償又は無償にて材料部品・機械・治具等(以下支給・貸与品という)を支給あるいは貸与することがある。
 - 乙は支給・貸与品を善良な管理者の注意をもって保管・管理し、支給・貸与品を他に流用もしくは担保に供してはならない。
 - 支給・貸与品に滅失・毀損・盗難があった場合、乙は直に甲に通知し、これが乙の過失に基づくととき、乙は甲の求めに応じ補修、代品提供、代金減額、損害賠償の責を負う。
 - 支給・貸与品に対し仮処分・仮差押等がなされた場合、乙は支給・貸与品が甲の所有物である事を主張し、直に通知し甲の指示を受ける。
 - 納期の遵守：事由のいかんにかかわらず、納期遅延の恐れがある場合、乙は直に甲に通知し甲の指示を受ける。
 - 万一乙の責に帰すべき事由により納期遅延が発生した場合、甲は乙に対し1日につき契約金額の5/1000の割合(表記に特約ある場合はこれによる)で遅延損害金の支払を求める。但しこれは、他の損害賠償の請求及び15条契約解除を妨げるものではない。
 - 所有権移転及び危険負担：本注文物件の所有権は、本注文の納入条件に従い、検査完了もしくは役割の完了の時をもって乙より甲に移転するものとし、所有権移転以前の本注文物件の滅失、毀損等の一切の責任は乙にある。
 - 保証及び瑕疵担保：本注文の保証期間は表記に特約のある場合を除き、検査完了もしくは役割完了の時より1年間とする。
 - 乙の製品又は役割に乙の過失による原材料の不足、設計上若しくは製造上の誤り、もしくは本件技術情報との相違等に基づく瑕疵が発見された場合、乙は補修、代品提供、代金の減額、損害賠償の責を負う。但し、返品又は代品の請求は製品受領後6ヵ月以内に限りなしうるものとする。
 - 前第一項および第二項の期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由による重大な瑕疵が発見された場合、乙は前項の責任を負うものとする。
 - 製造物責任：乙の責に帰すべき事由による目的物の欠陥に起因して、第三者の生命、身体または財産に損害が生じたときは、乙は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとする。これにより甲が損害を被った場合は乙が当該損害を賠償するものとする。
 - 法令遵守：工事施工中、乙は現場に責任者を派遣し、甲の指示を受けると共に職業安定法・労働基準法・労働安全衛生法その他の法令で定められた諸事項を遵守する。
 - 工業所有権：本注文の履行にあたって、乙が第三者の工業所有権、著作権等の知的財産権を侵害した場合、乙は甲にその旨通知するとともに甲の指示に従い必要な措置を採らなければならない。なお、弁護士費用も含め乙は費用のすべてを負担しかかる侵害につき一切の責に任じ甲に一切の損害を及ぼさないものとする。
 - 乙が本注文の履行に関連し本件技術情報に基づき発明・考案、並びに創作をなした場合は、乙は甲にこの旨通知するものとし、当該工業所有権にかかる一切の権利は原則甲に帰属する。
 - 守秘義務：乙は、甲の事前の書面に依る承認なくして、本注文の履行を通じて得た本件技術情報を複写し又は第三者に閲覧させもしくは貸与するなど手段のいかんを問わず、商業上もしくは技術上の秘密を漏洩してはならない。
 - 本注文の履行終了もしくは、甲より返還請求があった場合、直に乙は本件技術情報を甲に返還する。
 - 乙はこれに違背した場合、損害賠償の責を負う。
 - 製作・販売の禁止：乙は、直接又は間接を問わず、第三者に本件技術情報に基づき製品・工事を納入若しくは役割の提供をしてはならない。又、本注文の技術情報に類似する受注を行ってはならない。
 - 乙はこれに違背した場合、損害賠償の責を負う。
 - 権利・義務の譲渡：甲および乙は相手方の事前の書面による承認なくして、本契約より生ずる一切の権利義務(債権・債務を含む)を譲渡し、又は担保に供してはならない。
 - 契約・解除：甲又は乙が本契約の条項に違背し、あるいは、差押・仮差押・仮処分・破産・整理・民事再生・会社更生の申立等に至ったとき、もしくは、その恐れがあり、本注文の履行を困難にする事項がある場合、相手方は催告等の手続を要さず直に解除することができる。
 - 本注文が解除された場合、乙は前払金もしくは支給・貸与品がある場合直にこれを甲に返還する。もし返還されない場合は次項による。
 - 甲又は乙が第一項により本契約を解除し、それにより損害を被った場合、相手方に損害賠償を請求できる。この場合、甲又は乙は相手方に対して有する債務があれば、この債務と損害賠償請求権とを相殺しうる。
 - 不可抗力：不可抗力もしくは予見し得ない突発的な事情変更により本注文の履行が困難となった場合その都度、甲乙協議する。
 - 残存義務：本注文終了後もしくは解除後といえども契約条項の8条、9条、11条、12条、14条は甲乙間において効力を有する。
 - 本注文の効力、解釈及び履行を含むすべての事項については、日本法に準拠する。
 - 協議及び管轄：本注文に定めなき事項については、一般商習慣に従い甲乙協議して解決するものとし、万一協議が整わない場合、本注文並びに付帯契約に関する訴は、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。